

みやこ町小中学校

教職員の働き方改革指針

令和7年3月

みやこ町教育委員会

(目次)

1 指針について	1
(1) 本指針の位置付け	
(2) 本指針の趣旨・目的	
(3) 県教育委員会、市町村教育委員会、学校の責務	
2 目標	3
(1) 数値目標の設定について	
(2) 目標に対する検証について	
3 具体的な取組について	6
(1) 教職員の意識改革	6
①勤務時間の適正な把握	
②超過勤務の上限方針の策定	
③定時退校日の設定	
④学校閉庁時刻の設定	
⑤学校開門時間の設定	
⑥学校閉庁日の設定	
⑦時差出勤の推進・在宅勤務も実施	
⑧管理職の意識改革	
⑨保護者・地域住民の理解・啓発	
(2) 業務改善の推進	10
①業務改善の推進	
②授業準備等の支援	
③学校のICT化	
④調査、事業の見直し	
⑤文書事務の見直し	
⑥学校給食費の公会計化	
⑦勤務時間外の電話対応等の負担軽減	
(3) 部活動の負担軽減	13
①部活動休養日の設定	
②部活動時間の設定	
③部活動指導員及び部活動外部指導者の配置	
④部活動の地域移行について	
(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等	14
①スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用	
②学校事務の共同実施	
③コミュニティ・スクールの推進	
④地域等と連携した登下校時の安全対策の推進	

(目次)	
1 指針について	1
(1) 本指針の位置付け	
(2) 本指針の趣旨・目的	
(3) 県教育委員会、市町村教育委員会、学校の責務	
2 目標	3
(1) 数値目標の設定について	
(2) 目標に対する検証について	
3 具体的な取組について	6
(1) 教職員の意識改革	6
①勤務時間の適正な把握	
②超過勤務の上限方針の策定	
③定時退校日の設定	
④学校閉庁時刻の設定	
⑤学校開門時間の設定	
⑥学校閉庁日の設定	
⑦時差出勤の推進・在宅勤務も実施	
⑧管理職の意識改革	
⑨保護者・地域住民の理解・啓発	
(2) 業務改善の推進	10
①業務改善の推進	
②授業準備等の支援	
③学校のICT化	
④調査、事業の見直し	
⑤文書事務の見直し	
⑥学校給食費の公会計化	
⑦勤務時間外の電話対応等の負担軽減	
(3) 部活動の負担軽減	13
①部活動休養日の設定	
②部活動時間の設定	
③部活動指導員及び部活動外部指導者の配置	
④部活動の地域移行について	
(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等	14
①スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用	
②学校事務の共同実施	
③コミュニティ・スクールの推進	
④地域等と連携した登下校時の安全対策の推進	

1 指針について

(1) 本指針の位置付け

本指針は、みやこ町教育委員会及びみやこ町立小中学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的取組等を示すとともに、取り組んでいただきたい内容を示したものです。

みやこ町教育委員会として、みやこ町に勤務する教職員へ、福岡県教育委員会の指針を踏まえ、県と同様に働き方改革に取り組むよう働きかけるものです。

※ 本指針の対象は、常勤の教職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、講師、助教諭等とし、事務職員、技術職員及び労務職員を除く。以下「教職員」という。）とします。

(2) 本指針の趣旨・目的

教職員の長時間勤務の改善については、これまでも定時退校日の推進や学校における業務改善などにより取り組んできましたが、抜本的な改善には至っていません。

このような状況を踏まえ、本指針は、「教職員の働き方改革」を、より一層推進するために策定するものであり、「教職員の働き方改革」を実現し、教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し健康でやりがいを持って働くこと、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目的として策定するものです。

〈 働き方改革の目的 〉

教職員の働き方改革は、教職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- ① 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること
- ② 「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること

(3) 県教育委員会、市町村教育委員会、学校の責務

ア 県教育委員会の責務

県教育委員会は、任命権者として、市町村立学校の県費負担教職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関して条例で定めることとなっています。このため、県費負担教職員についても、任命権者として、市町村教育委員会に対して「教職員の働き方改革」の推進を働きかけ、かつ、支援する。

イ みやこ町教育委員会の責務

みやこ町教育委員会は、みやこ町立学校の教職員の服務監督権者として、本指針を踏まえ、管内の教職員の働き方改革に取り組みます。

ウ 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組を実施する。そのためには、特に、校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属職員の長時間勤務の改善に努める。

また、各教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組を実施する。

〈 働き方改革のポイント 〉

○ 目標の明確化

働き方改革を進めることは「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育全体の質を高めることにつながる」という意識を全教職員が持つこと。

○ 意識改革の重要性

働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教職員一人一人が組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと、また、タイムマネジメントの意識を持つことが重要。

○ 業務の見直し

働き方改革を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要。

2 目標

(1) 数値目標の設定について

教職員の働き方改革の実現のため、令和7年度からの目標を以下のように設定します。

目標 令和7年度から令和10年度までの4年間で、時間外在校等時間（超過勤務）を年360時間以内（月45時間以内）を目標とし、緊急の課題として、月80時間超の時間外在校等時間の解消に取り組む。

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。

※緊急の課題として、一般的に過労死ラインとされる月80時間超の時間外在校等時間の解消に取り組みます。

※ 「在校等時間」とは、「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。

具体的には、「超勤4項目」以外の業務も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を在校等時間とする。

その上で、在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間を「時間外在校等時間」という。

[基本とする時間]

○在校している時間

<加える時間> ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間

②在宅勤務の時間

<除く時間> ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告による）

④休憩時間

(目標達成のための責務)

みやこ町では令和2年4月から、勤務時間管理システム（「ミライム」学校用グループウェア（校務支援ソフト））での出退勤管理を導入し在校時間（勤務時間）を教育委員会として把握している。令和7年4月から総合型校務支援システム「C4 t h」にシステムが移行し出退勤管理を行う。

各教職員は自らの出退勤時刻を把握し、勤務時間を意識した業務の遂行、長時間勤務の改善に努める。

管理職は所属職員の勤務の状況を把握するとともに、業務改善を進め、所属職員の長時

間勤務の改善に努める。

※ 新たな数値目標について

福岡県教育委員会は、指針は令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）が改正され、同法第7条に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められ、超過勤務の上限時間が示されました。

福岡県教育委員会は、指針に沿って数値目標を超過勤務削減の数値目標を設定しました。

福岡県教育委員会のい指針をもとに、みやこ町教育委員会として、みやこ町立学校管理規則を令和3年3月26日に一部改正し超過勤務の上限を設定し、令和3年4月1日から施行している。

○みやこ町立学校管理規則 第25条概要

第6章

業務量の管理

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第25条

- ① 在校等時間から正規の勤務時間を除いた時間（時間外在校等時間）の上限を次のとおりとする。
 - ・ 1か月につき 45時間
 - ・ 1年につき 360時間
- ② 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合の時間外在校等時間の上限は、次のとおりとする。
 - ・ 1か月につき 100時間未満
 - ・ 1年につき 720時間
 - ・ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月、6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月当たりの平均時間につき 80時間
 - ・ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数につき 6か月
- ③ 校長は、前2項の時間外在校等時間の上限を超えないよう当該学校の教育職員の業務量を管理しなければならない。
- ④ 教育委員会は、前項の規定に基づき校長が行う当該学校の教育職員の業務量の管理が適切に行われるよう管理するものとする。

(2) 目標に対する検証について

- ① みやこ町教育委員会において、勤務時間管理システムでの集計された超過勤務時間を確認します。

- ② 学校においても勤務時間管理システムで集計された超過勤務時間を確認し、一月当たりの教職員の平均超過勤務時間が一定の基準を超えた教職員への聴き取り・指導や校務の改善に努め、勤務時間を管理します。
- ③ みやこ町教育委員会は必要に応じて各学校に対して、聞き取り・指導等を実施します。

(参考 時間外労働の規制について)

○ 過労死ラインについて

仕事が主な原因で脳・心臓疾患等を発症し、死に至ることは「過労死」とも呼ばれます。

厚生労働省では、労働者に発症した脳・心臓疾患を労災に認定する際の基準として、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」を定めています。

これによると、認定は総合的に判断されますが、基準の一つとして、「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月ないし6か月にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること」とされています。

これは、学校現場においても例外ではなく、近年、全国の学校現場で教員が、長時間勤務を原因として公務災害に認定される事例も発生しています。

また、過労死に認定されると、公務災害に認定されることはもちろん、使用者（県）が安全配慮義務違反により、損害賠償請求され、民事上の責任を負う場合もあります。管理職として、このような事態が生じないよう、教職員の長時間勤務の改善に取り組んでいただく必要があります。

3 具体的な取組について

次の4つの観点で、抜本的な取組を実施します。

4つの観点

- (1) 教職員の意識改革
- (2) 業務改善の推進
- (3) 部活動の負担軽減
- (4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

(1) 教職員の意識改革

教職員の長時間勤務を改善するには、無制限無定量の勤務を是とするのではなく、ワーク・ライフ・バランスの実現を含むタイムマネジメントの意識を持ち、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方を進める必要があります。

<教職員の意識改革を行うため、次の取組を実施します。>

① 勤務時間の適正な把握

- 取組内容・・・出退勤時間を全みやこ町立小中学校で記録します。

(実施主体：学校、みやこ町教育委員会)

- 全ての常勤の職員（校長、教頭、主幹等服務教諭、講師（助教諭等を含む）、養護教諭、事務職員）の在校時間を記録します。

■ 実施方法

- 学校用グループウェア（校務支援ソフト）での出勤時のアイコンクリックにより自動的に時刻が記録され、勤務時間の適正な把握を行います。（R2.4.1から導入）令和7年4月から総合型校務支援システム「C4th」にシステムが移行し出退勤管理を行う。
- みやこ町教育委員会では、各学校の勤務状況を把握でき、業務改善の諸施策、教職員の健康管理などをより具体的に学校に指導及び実行することができます。
- 勤務時間の適正に係る通報に、みやこ町教育委員会が対応し、適正な把握の徹底を図ります。
- 毎月及び年間の常勤教職員の出退勤時間の把握により、各学校に必要な応じて、実態の聴き取り等を行い、改善に向けた指導を行います

② 超過勤務の上限方針の策定

- 取組内容・・・教育委員会規則等での教育職員の超過勤務の上限方針を策定する。
(実施主体：みやこ町教育委員会)

- 勤務時間の上限を教育委員会規則で規定し、教職員への超過勤務の意識付けを明確にし、校務支援ソフトによる超過勤務時間の把握を通じた管理職や職員への指導につなげる。

- 実施方法

- みやこ町立学校管理規則を令和3年3月26日に一部改正し超過勤務の上限を設定し、令和3年4月1日から施行している。

時間外在校等時間の上限を1箇月45時間、1年360時間としている。

③ 定時退校日の設定

- 取組内容・・・定時退校日を設定します。(実施主体：学校)

- 定時退校日を毎週1日とします。

- 実施方法

- 各学校の実情に応じて、各学校の実情により曜日を設定している。

(H30年度より実施)

- 各学校の実施日については、毎月提出の行事予定表に明記するように努める。

④ 学校閉庁時刻の設定

- 取組内容・・・学校閉庁時刻を設定します。(実施主体：学校)

- やむを得ず時間外に業務を行う場合であっても、退庁時刻が遅くなりすぎないように、学校を閉庁する時刻を設定します。

- 実施方法

- 各学校の実情に応じて設定し、学校を閉めて退勤するようにしている。

(H30年度より実施している。)

- 各学校で時刻を設定している。(多くは小学校が19時、中学校は20時)

⑤ 学校開門時間の設定

- 取組内容・・・学校の校舎を開ける時刻を設定します。(実施主体：学校)

- 児童生徒が早朝より登校し、校舎内での安全管理が不十分な状況が発生しないように、校舎昇降口又は校門の開門時間を設定します。

- 実施方法

- 各学校で時刻(7:00以降)を設定し、児童生徒が必要以上に早く登校しないようにし、学校事故等の防止や早朝の時間外勤務が発生しないようにしている。

⑥ 学校閉庁日の設定

- 取組内容・・・学校閉庁日を設定します。(実施主体：みやこ町教育委員会)
- 長期休業期間中に学校閉庁日を設定することで、年休取得等の推進を図ります。

■ 実施方法

- みやこ町教育委員会として、長期休業期間中に年間最低3日間を設定している。
(R6年度：4日間 8/13、8/14、12/27、1/6)

- 設定期間は、原則夏季休業中の盆期間前後及び冬季休業期間中の年末年始の平日に設定します。

(設定例 R6年度)

- ・夏季休業期間中 8月13日、8月14日
- ・冬季休業期間中 12月27日、1月6日

※ 設定例であり、学校の実情に応じて設定する。

(学校閉庁日とは)

- ・学校施設の開放を行いません。
- ・原則として、生徒を登校させず、部活動も実施しません。

(サービスについて)

- ・学校閉庁日は年末年始等と異なり「休日」ではないことから、職員は年休・夏季休暇・振替等を学校閉庁日に合わせて取得します。
- ・年休等の取得は強制ではないため、出勤することを妨げるものではありません。あくまでも年休等の取得を促進するための施策です。

(事前周知の徹底)

- ・みやこ町教育委員会がリーフレットを作成し、各学校が、児童・生徒、保護者、地域等に配布し周知する。
- ・学校のホームページや学校通信等にも掲載し周知します。

⑦ 時差出勤の推進・在宅勤務も実施

- 取組内容・・・長期休業中に職員に周知し、職員の希望がある場合に実施している。
(実施主体：学校)

- 職員のワーク・ライフ・バランスの推進及び効果的な校務運営を実現するため、教職員の希望により実施します。

■ 実施方法

- 県通知を県費教職員に周知し、職員の希望がある場合に実施する。
- みやこ町「みやこ町立小・中学校教職員の在宅勤務について」の規定により、職員の希望がある場合に実施している。
- 学校においては、校務運営上の必要性及び職員の意向を十分に考慮した上で、個々の職員について行います。

⑧ 管理職の意識改革

■ 取組内容・・・管理職の長時間勤務への意識改革と学校の業務を見直しを促す。

(実施主体：みやこ町教育委員会)

○ 長時間勤務の実態を正確に把握し適切な指導を行い、業務の見直しを図り効率化に努める機会を増やす。

○ 管理職に対して長時間勤務の改善等の指導を行うことで具体的な改善を促す。

■ 実施方法

○ 校長会議や勤務時間の管理を通して、把握した長時間勤務の実態を提示し、業務の見直しや効率化に努める機会を増やす。

⑨ 保護者・地域住民の理解・啓発

■ 取組内容・・・教職員の働き方改革の取組、定時退校日などについて保護者・地域住民に理解してもらう取組を実施します。

(実施主体：教育委員会・学校)

○ 学校のホームページに定時退校日・部活動休養日等について掲載します。

○ 保護者向けチラシ（リーフレット）を作成し配布します。

■ 実施方法

○ みやこ町のホームページや保護者向けチラシ（リーフレット）を活用し、以下の点について周知し、理解を求めます。

(内容)

- ・教職員の働き方改革の取組について
- ・定時退校日・部活動休養日等について
- ・勤務時間外には緊急の電話以外は控えていただくようお願い
- ・教職員の働き方改革の指針の掲載 等

(2) 業務改善の推進

業務改善を進めるためには、管理職がリーダーシップを発揮し、適切な業務マネジメントを実施すること、職員一人一人が効率的に業務を遂行する意識を持つことが重要です。

また、教職員は教育の専門家であると同時に組織の一員でもあります。組織としての業務遂行についてもより意識することで、学校全体の業務効率化にもつながります。

① 業務改善の推進

■ 取組内容・・・個人・学校等の単位で、それぞれ業務改善を進めます。

(実施主体：教育委員会・学校)

○ 個人・学校等の単位で業務改善の意識を徹底し、業務改善を進めます。

■ 実施方法

○ 会議や行事等について、その必要性を精査し、今後の業務改善につなげます。

○ 個人、学校等の単位で会議や学校行事の見直しなどの業務改善を「公立学校における教職員の働き方改革推進ハンドブック（令和3年3月）」などを参考に実施します。

② 授業準備等の支援

■ 取組内容・・・学校運営・授業準備に活用できる情報の提供、共用等を推進します。

(実施主体：教育委員会・学校)

○ みやこ町指導主事やICT支援員による支援の充実を図ります。

■ 実施方法

○ 指導主事による経年別授業支援の充実を図る。

○ ICT支援員による授業支援の充実に係る。

③ 学校のICT化

■ 取組内容・・・ICTの活用により業務の効率化を進めます。

(実施主体：教育委員会・学校)

○ ICTの活用による業務の改善と効率化を推進します。

■ 実施方法

○ 学校用グループウェア(校務支援ソフト)での校務支援を行っていたが(R2.4.1から導入)、令和7年4月から総合型校務支援システム「C4th」にシステムが移行し校務を標準化し、業務の効率化を進めます。

○ 保護者への連絡メールソフト「すぐメール(R7.4.1「すぐメール」から移行)」によるデジタル化を定着させ、校務の効率化を推進します。

○ 学習活動において教員が効果的にICTを活用していくことができるよう、ICT支援員及び外部専門スタッフを配置することで、業務の支援と負担軽減を図ります。

④ 調査、事業の見直し

■ 取組内容・・・調査、事業を見直します。(実施主体：教育委員会)

○ これまでの見直しを継続的に行います。

■ 実施方法

○ 調査・事業の必要性、内容の重複、頻度、提出期限・時期、様式の簡素化、ICT機器の活用の観点から、調査の見直しを継続的に実施します。

○ 可能な限り様式を電子化し、電子メールでの提出とします。

⑤ 文書事務の見直し

■ 取組内容・・・文書事務を見直します。(実施主体：教育委員会・学校)

○ 文書事務を簡素化し、負担軽減を図ります。

■ 実施方法

○ 電子メールやデータの送付を増やします。

⑥ 学校給食費の公会計化

■ 取組内容・・・学校給食費の公会計します。(実施主体：教育委員会)

○ 令和3年4月から学校給食費の公会計化等が実施されています。

※ 公会計化等とは、①学校給食費を公会計化するとともに、②保護者からの学校給食費の徴収・

管理業務を地方公共団体自らの業務として行うことを指します。

■ 実施方法

○ 学校給食費の徴収方法を口座振替によって徴収を行っている。

⑦ 勤務時間外の電話対応等の負担軽減

■ 取組内容・・・勤務時間外電話の留守番電話での対応行を実施する。

○ 勤務時間外の業務対応の改善を図ることで、教職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。

○ 勤務時間外の電話対応について、教職員の負担軽減の行います。

■ 実施方法

○ 小学校18:30から、中学校19:00から、翌朝職員が出勤して解除するまでの間(各学校の実情より設定)、留守番電話による対応を行っている。

(アナウンスが流れる。録音は出来ない。)

○ 令和元年11月1日より留守番電話を運用している。

(3) 部活動の負担軽減

部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や教育的側面から意義が高く、学校教育の一環としての役割を果たしていますが、適正・適切な休養を伴わない、行き過ぎた活動は教職員・生徒ともに様々な弊害を生みます。

教職員の負担軽減のみならず、生徒の健全な成長を促す観点からも部活動の適正化に向けた取組を実施します。

① 部活動休養日の設定

■ 取組内容・・・部活動休養日を設定します。(実施主体：教育委員会・学校)

○ 部活動休養日を設定します。

・学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。

・平日(月～金)で1日以上

・土・日曜日で1日以上

※土・日曜日の大会等で活動した場合は、他の日に振り替える等の軽減措置を取る。

○ 長期休業中は学期中に準ずる。

・週2日とは別に、ある程度長期間の休養期間を設ける。

○ 定期試験前に一定期間の休養日を設ける。

○ 学校閉庁日は、原則として部活動は実施しない。

・地域や学校の実態に応じて、休養日や活動時間を週・月間や学期単位等の範囲で活動頻度・時間を弾力的に定め、休養日が基準を超えて活動する場合は、おおむね学期をまたがない範囲で振替えるように努める。

参考「福岡県運動部活動の在り方に関する指針」より

■ 実施方法

○ 各学校の実情に応じて、学校で部活動休養日を設定します。

○ 部活動休養日に活動する場合は、必ず他の曜日に部活動休養日を設定します。

○ 部活動休養日を含む活動計画等を、生徒、保護者、部活動指導員(外部指導者含む)、地域、学校利用者等に周知します。

○ 教職員や生徒の負担過重にならないよう、参加する大会や練習試合等を精選します。

② 部活動時間の設定

- 取組内容・・・部活動の活動時間を設定します。

(実施主体：みやこ町教育委員会・学校)

- 部活動の活動時間を設定します。

- ・平日で2時間程度

- ・学校の休業日（長期休業、土・日曜日、祝日等）3時間程度

- 実施方法

- 各学校で実施し管理します。

- 活動時間を、生徒、保護者、部活動指導員（外部指導者含む。）等に周知します。

③ 部活動指導員及び部活動外部指導者の配置

- 取組内容・・・部活動指導員を配置します。（実施主体：みやこ町教育委員会・学校）

- 単独で部活動の指導や引率を行うことができる部活動指導員及び部活動外部指導者を配置します。

- 実施方法

- 各学校の要望により実施可能な部活動に町予算で配置します。

④ 部活動の地域移行について

- 取組内容・・・部活動の地域移行について調査・実施する。

(実施主体：みやこ町教育委員会・学校)

- 部活動の地域移行について、検討し試行実施します。

- 教職員の負担軽減と生徒の部活動選択肢の維持を図ります。

- 実施方法

- R7年度より地域移行の先駆けとして、拠点校による部活動の施行を行います。

(4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

教職員の長時間勤務を改善するには、教職員の役割を見直し、専門スタッフ等と連携・分担し、チームとして課題解決に取り組む体制（チーム学校）を整備することが大切です。

また、保護者や地域の協力を得ながら、教育効果を高めていくことも必要です。

教職員が本来担うべき業務に専念でき、子どもと向き合う時間を確保するため、他の職種や専門スタッフの活用、地域や保護者との連携等の取組を推進します。

① スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用

■ 取組内容・・・スクールカウンセラー、特別支援教育支援員等の活用を促進します。

(実施主体：みやこ町教育委員会・学校)

○ 心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）を学校に配置・派遣し、専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備しチームとしての学校機能を強化します。

■ 実施方法

○ 学校の要請に応じて専門家を配置又は派遣します。

- ・スクールカウンセラー（SC）
- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）
- ・特別支援教育指導員
- ・通級指導員
- ・スクールサポーター

② 学校事務の共同実施

■ 取組内容・・・共同学校事務室の設置を行う。

(実施主体：みやこ町教育委員会・学校)

○ 学校事務の負担軽減及び効率化を図ります。

③ コミュニティ・スクールの推進

■ 取組内容・・・コミュニティ・スクールの導入促進と運営充実を支援します。

(実施主体：みやこ町教育委員会・学校)

○ 小・中学校等において、地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入促進と運営充実について支援します。

■ 実施方法

- コミュニティ・スクールを導入している市町村の好事例を収集し、情報提供します。
- 学校を対象研修会を実施します。
- みやこ町内の小中学校よりコミュニティスクールを実施する。

④ 地域等と連携した登下校時の安全対策の推進

■ 取組内容・・・通学路における安全確保、安全対策を推進します。

(実施主体：みやこ町教育委員会、学校)

○ 小・中学校等において、教職員の負担軽減も踏まえ、地域、学校、関係機関の連携のもと、通学路における安全確保、安全対策を推進します。

■ 実施方法

○ 保護者・スクールガードリーダー等地域からの通学路の安全情報を集約し、通学路の安全点検に効率的に役立てる方策を検討する。

○ スクールガードリーダーによる登下校の見守りを行う。